

## KYC および AML/CFT

### 一．序文

1.1 当社は、本人確認（以下：KYC）およびマネーロンダリング・テロ資金供与対策（以下：AML/CFT）を遵守し、故意に関連法令等に違反しないことを保証します。また、当社は、合理的に確認可能な範囲内で必要な措置および技術を利用してお客様に安全なサービスを提供し、できる限りお客様が犯罪容疑者等のマネーロンダリング行為による損失を受けることがないように全力を尽くします。

1.2 KYC および AML/CFT は、日本国内に限らず、総合的な国際政策体制となります。当社のコンプライアンス態勢の枠組みは、日本のみならず国際的に当社が各規制の要求ならびに水準に適合することを確保し、本サイトの持続可能な運営を確保します。

### 二．KYC および AML/CFT は、下記の通りとします。

2.1 関連法令等への対応につきましては、必要な情報を適宜に更新し必要に応じて通知することで、必要な法令所定基準を満たします。

2.2 本サイト運営上の指導原則とルールを提示し適宜に更新を行います。また、当社従業員は当該原則とルールの指導に従いサービスを提供します。

2.3 厳格な手段で本人確認の検証を行うなど、内部モニタリングと取引制御用プログラムを設計・作成し、専門のチーム（アンチマネーロンダリングの専門家）を設置し、同チームが当該業務を担当します。

2.4 リスク管理として問題の発生を予防するために、お客様に対するデューデリジェンス調査および継続的な検査を行います。

2.5 成立した取引等、取引全体のモニタリングならびに審査を継続的に行います。

2.6 関連法令等に抵触する可能性のある取引につきましては疑わしい取引と判断される

ことがあります。また当該取引の情報につきましては、監督官庁に必要な届出を行います。

2.7 本人確認書類ならびに取引履歴他の記録は関連法令にて定められた必要期間保存するものとします。また、当該記録につきましてプライバシーポリシーの第三者提供に従い、外部への提供が必要となった場合、別途通知は行わず提供します。

### 三．本人確認書類と確認手続き

#### 3.1 本人確認書類

3.1.1 個人口座においては本人確認書類としては、顔写真付きの公的書類（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、個人番号カード）を利用するものとします。

3.1.2 法人口座においては、各必要書類（登記簿謄本、印鑑証明書、口座管理者への権限委任状、会社代表者および口座管理者の本人確認書類）の他、会社の状況を確認するためヒヤリングの実行や財務諸表の提出を求めることがあります。

#### 3.2 確認手続き

3.2.1 本人確認書類は各書類の必要性に応じて、表面および裏面または表面のみの写し（画像）をご提出いただきます。

3.2.2 提出された書類の不備（鮮明でない、登録情報との不一致、有効期限切れ等）により、口座開設をお断りすることがあります

3.2.3 法人口座においては実質的支配者が個人口座の開設基準に抵触する場合、口座開設をお断りすることがあります。

### 四．取引モニタリング

4.1 当社は、仮想通貨取引ならびに法定通貨の取り扱いにつきまして、安全性と引き状況に応じ、取引や各通貨の引き出し上限額を適宜に設定し調整することがあります。

4.2 特定のお客様において合理的でない回数や操作等における取引が行われている場合、当社の取引管理チームにおいて、当該取引の審議を行い、不正な取引と判断するこ

とがあります。

4.3 当社は、関連法令等を踏まえた自社規程に従い、不正な取引と判断した場合、以後当該お客様における取引の一時停止、拒否などの制限的な措置を講じ、当該取引を取り消しとする場合もあります。また、同時に当社はお客様に通知することなく関係官庁や団体に報告を行うことがあります。